

# 共立社 組合債約款

## (目的・適用)

第1条 この約款は、生活協同組合 共立社(以下、「生協」といいます)が、生協組合員(以下、「組合員」といいます)との「金銭消費貸借契約」にもとづいて生協が組合員から借り入れる債務(以下、「組合債」といいます)に関するルールを定めます。

## (組合債の発行)

第2条 前項の借入れ証として、生協は組合員に対して組合債証書を発行します。

2 組合債は他人に譲渡または質入することはできません。

3 組合債は3年及び5年満期の二種とし証書記載の契約期間とします。ただし、満期まえに生協の都合により、組合員への通知をおこなったうえで、契約期間が短縮する場合があります。

## (組合債の応募資格)

第3条 組合債の応募資格は、生協共立社に加入後6ヶ月以上経過し、出資額が5万円以上でなければなりません。

## (組合債の応募)

第4条 組合債の応募は、一口5万円単位とし2口以上の倍数額とします。

2 組合員一人当たりの限度額は500万円とします。

## (組合債の利率)

第5条 組合債契約日から1年間の利率は、証書記載のとおりです。

2 2年目以降の利率は、1年毎に借入れ月日の応答日より変更することがあります。

3 利率は、生協の都合により期中に変更する場合があります。

## (組合債の利息の取り扱い)

第6条 利息は組合債契約日から1年経過毎に借入金元金に自動的に組み入れます。

2 1年経過毎に利息の元金に組み入れ、通知及び翌年1年間の利率の通知をおこないます。

## (組合債の満期のお知らせ)

第7条 組合債満期日の約2週間前を目途に、満期日の通知をおこないます。

## (組合債の解約)

第8条 組合債満期解約の場合は、満期日に元利ともにご希望の金融機関へ振り込みをおこないます。

ただし、金融機関が祝祭日等により休業している時は、翌営業日となり、その日数は組合債の借入れ日数には含みません。

2 組合債満期の途中で解約される場合は、次のとおりとします。

- ① 元金は、全額返済します。
- ② 組合債契約日から 1 年以上経過の場合の利息は、利率は契約日にさかのぼって、募集または案内利率の 1/2(小数点 2 桁目切上げ)として計算し、元金と一緒に返済します。
- ③ 組合債契約日から 1 年未満の場合の利息は、利率は契約日にさかのぼって、募集または案内利率の 1/10(小数点 2 桁目切上げ)として計算し、元金と一緒に返済します。

#### (協議解決)

第 9 条 本約款及び関連する規程等に関し、適用上の疑義が生じ、または定めのない事項に関する問題が生じた場合は、組合員と生協が双方誠意をもって話し合い、相互に協力、理解して問題解決を図るものとします。

#### (管轄裁判所)

第 10 条 組合員と生協との間で裁判上の争いになったときは、生協の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を、第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### (本約款の変更)

第 11 条 生協は、サービスの充実、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他必要があると判断をした場合に、本約款を変更することができます。

- 2 前項の場合、生協は、本約款を変更する旨、変更後の本約款の内容および変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。
  - ① 電子メールの送信等の電磁的方法
  - ② Web サイトへの掲示
  - ③ 定款に定める公告の方法その他の生協が定める適切な方法

#### 付則

- 1 本約款は、2016 年 4 月 1 日以降の新規借入れの生協債より適用します。
- 2 この約款に関する解釈上の疑義、改廃及び変更は、共立社常務理事会が決定し、共立社理事会へ報告をおこなう。
- 3 組合債の利息は、所得税法上の雑所得となり確定申告の「要・不要」「控除対象配偶者適用の有無」等にご留意下さい。

4 1966 年 10 月制定、1998 年 10 月改定

5 2003 年 4 月 26 日 変更

6 2013 年 3 月 23 日 一部変更

7 2016 年 3 月 26 日 一部変更

8 2018 年 1 月 24 日 一部変更

9 2020 年 3 月 16 日 一部変更